

2025年12月26日

## 資本金及び準備金の額の減少に関するお知らせ

第一フロンティア生命保険株式会社(代表取締役社長:明石 衛、以下「当社」)は、下記の通り資本金及び準備金の額を減少することいたしましたので、お知らせいたします。

今後も「一生涯のパートナー」をブランドメッセージとする第一生命グループの一員として、将来に亘っての資産形成と大切なご家族への資産承継につながる商品やサービスの提供を通じ、お客様の安心で豊かな生活を支えてまいります。

### 1. 資本金及び準備金の額の減少の概要

#### (1) 資本金及び準備金の額の減少の目的

第一生命グループにおける資本の有効活用、ならびに当社資本政策の柔軟性向上及び機動性確保を目的として、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少させるものです。

#### (2) 減少する資本金及び準備金の額

資本金の額1,175億円のうち675億円を減額し、同額をその他資本剰余金に振り替え、資本金の額を500億円とします。また、資本準備金の額675億円のうち175億円を減額し、同額をその他資本剰余金に振り替え、資本準備金の額を500億円とします。また、利益準備金の額80億円のうち全額を減額し、同額を繰越利益剰余金に振り替え、利益準備金の額を0億円とします。

#### (3) 資本金及び準備金の額の減少が効力を生じる日

2026年3月23日(月)

ただし、資本金の額の減少については、保険業法の規定に従い関係当局の認可を受けられることが効力発生の前提となります。

### 2. 資本金及び準備金の額の減少の日程

(1) 臨時株主総会決議日	2025年12月26日
(2) 保険契約者その他の債権者異議申立公告日	2025年12月26日
(3) 上記異議申立最終期日	2026年1月26日
(4) 認可申請	2026年2月中旬(予定)
(5) 効力発生日	2026年3月23日(予定)

### 3. 今後の見通し

本件は株主資本における勘定科目間の振替処理となるため、株主資本の合計額に変動はなく、業績及び健全性<sup>\*</sup>に与える影響はありません。

※2026年3月末より、新たに経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率(ESR)が導入されます(現行の健全性の規制であるソルベンシー・マージン比率(SMR)は収束)。当社のESRは、現時点で第一生命グループと同程度(約200%)の水準を有しています。

なお、本件は、関係当局の認可等、必要な手続きが完了することを前提として実施されるものであり、今後の実施状況等により、実施時期や内容が変更される可能性があります。

以上